

協議第 7 号

項目番号 0 0 1 「広域化の方式」について

広域化の方式については、2市2町1村による「一部事務組合」方式とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	001
決済区分	協議会

整理番号	001 - 05	作業部会	総務部会	調整項目	広域化の方式
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合同約 地方自治法第284条第2項	湖東地区行政一部事務組合同約 地方自治法第284条第2項
現 状	男鹿市、潟上市(旧天王町地区)、大潟村が消防事務を 共同で行うための一部事務組合を設置している。	潟上市(旧昭和町・飯田川町地区)、八郎潟町、井川町 が消防事務と斎場業務、介護情報センター事務のため 行政一部事務組合を設置している。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化の方式については、2市2町1村による「一部事務組合」方式とする。	
広域化後の課題	なし	
備 考	広域化の方式として、総務省消防庁から主に3つの方式(一部事務組合方式、広域連合方式、事務委託方式)が示されている。(総務省消防庁「消防広域化マニュアル」) 県内自治体では、広域での消防事務は、ほぼ全ての市町村が一部事務組合方式で行っており、当局側・議会側の事務処理ノウハウも蓄積されている。広域化後においても他方式と比べて一部事務組合方式が円滑に進むと考えられる。 広域連合方式は、県内で消防事務に採用市町村はなく事務権限も広くなり、広域計画を策定する必要があるなど、一部事務組合方式より事務負担が大きくなると思われる。また、議員の選挙方法も一部事務組合方式と異なる。 事務委託方式は、委託された自治体は受託した事務に関する責任をすべて負うことになり、負担が重くなる。委託した自治体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる。	

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 8 号

項目番号 0 0 4 「消防本部の位置」について

広域化前の男鹿地区消防一部事務組合消防本部（男鹿市船川港船川字海岸通り 2 号 1 2 番地 7）を広域化後の消防本部の位置とする。

ただし、広域化後 1 0 年以内を目途に、潟上市内に新消防本部を新設する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	004
決済区分	協議会

整理番号	004 - 05	作業部会	総務部会	調整項目	消防本部の位置
------	----------	------	------	------	---------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例	湖東地区行政一部事務組合消防機関設置条例
現 状	竣工年月：昭和59年3月 所 在 地：男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7 敷地面積：2,611.92㎡(790坪) 構 造：(庁舎)鉄筋コンクリート造・2階建 (訓練棟)鉄骨造・5階建 (通信指令室)鉄骨造・2階建 延べ面積：1,946.49㎡(588坪) 耐 震 化：基準に適合	竣工年月：昭和46年10月 所 在 地：井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1 敷地面積：3,132.54㎡(949坪) 構 造：(庁舎)鉄筋コンクリート一部2階建 延べ面積：975.85㎡(295坪)(増築：H11.8.25) 耐 震 化：基準に適合(耐震補強工事：H25.8.28)
課 題	新消防本部の具体的な設置場所を検討するにあたり、広域化後の消防力が最大限に発揮される場所であることはもちろんのこと、懸念点である浸水区域からの移転及び想定を超えた激甚災害に対応できるよう緊急消防援助隊等の受援を見据えた適正な位置とし、将来の消防需要の変化も考慮する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化前の男鹿地区消防一部事務組合消防本部(男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7)を広域化後の消防本部の位置とする。ただし、広域化後10年以内を目途に、潟上市内に新消防本部を新設する。	
広域化後の課題	常備消防力適正配置調査及びこれまでの首長会議等の経緯を踏まえ、広域化後は潟上市内へ消防本部を新設することが望ましい。具体的な場所については検討が必要。	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 9 号

項目番号 0 0 5 「組合・消防本部・署の名称」について

組合の名称は「男鹿潟上南秋消防組合」とし、消防本部の名称は「男鹿潟上消防本部」とする。

消防署等の名称は、次のとおりとする。

消防本部名	広域化前		消防本部名	広域化後
男鹿地区消防本部	男鹿地区消防署	➡	男鹿潟上消防本部	<u>男鹿消防署</u>
	北分署			<u>北浦分署</u>
	東分署			<u>脇本分署</u>
	若美分署			若美分署
	天王分署			天王分署
	天王南分署			天王南分署
	大潟分署			大潟分署
湖東地区消防本部	湖東地区消防署			<u>湖東消防署</u>
	昭和分署			昭和分署
	八郎潟分署			八郎潟分署

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	005
決済区分	協議会

整理番号	005 - 07	作業部会	総務部会	調整項目	組合・消防本部・署の名称
------	----------	------	------	------	--------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』																											
担当課	総務課	総務課																											
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合同約第1条 男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例	湖東地区行政一部事務組合同約第1条 湖東地区行政一部事務組合消防機関設置条例																											
現 状	組合名称：男鹿地区消防一部事務組合 消防本部：男鹿地区消防本部 消 防 署：男鹿地区消防署 分 署：北分署、東分署、天王分署 天王南分署、若美分署、大潟分署	組合名称：湖東地区行政一部事務組合 消防本部：湖東地区消防本部 消 防 署：湖東地区消防署 分 署：昭和分署、八郎潟分署																											
課 題	消防本部の名称については、運用上頻繁に使用することから、報告・連絡で間違いや事故が起こらないよう簡潔な名称となるよう検討する。																												
検討調整結果 (計画掲載分)	組合の名称は、<u>男鹿潟上南秋消防組合</u> とし、消防本部の名称は、<u>男鹿潟上消防本部</u> とする。 消防署等の名称は、次のとおりとする。 <table><tr><th>消防本部名</th><th>広域化前</th></tr><tr><td rowspan="6">男鹿地区消防本部</td><td>男鹿地区消防署</td></tr><tr><td>北分署</td></tr><tr><td>東分署</td></tr><tr><td>若美分署</td></tr><tr><td>天王分署</td></tr><tr><td>天王南分署</td></tr><tr><td rowspan="3">湖東地区消防本部</td><td>大潟分署</td></tr><tr><td>湖東地区消防署</td></tr><tr><td>昭和分署</td></tr><tr><td>八郎潟分署</td></tr></table><table><tr><th>消防本部名</th><th>広域化後</th></tr><tr><td rowspan="10">男鹿潟上消防本部</td><td>男鹿消防署</td></tr><tr><td>北浦分署</td></tr><tr><td>脇本分署</td></tr><tr><td>若美分署</td></tr><tr><td>天王分署</td></tr><tr><td>天王南分署</td></tr><tr><td>大潟分署</td></tr><tr><td>湖東消防署</td></tr><tr><td>昭和分署</td></tr><tr><td>八郎潟分署</td></tr></table>		消防本部名	広域化前	男鹿地区消防本部	男鹿地区消防署	北分署	東分署	若美分署	天王分署	天王南分署	湖東地区消防本部	大潟分署	湖東地区消防署	昭和分署	八郎潟分署	消防本部名	広域化後	男鹿潟上消防本部	男鹿消防署	北浦分署	脇本分署	若美分署	天王分署	天王南分署	大潟分署	湖東消防署	昭和分署	八郎潟分署
消防本部名	広域化前																												
男鹿地区消防本部	男鹿地区消防署																												
	北分署																												
	東分署																												
	若美分署																												
	天王分署																												
	天王南分署																												
湖東地区消防本部	大潟分署																												
	湖東地区消防署																												
	昭和分署																												
八郎潟分署																													
消防本部名	広域化後																												
男鹿潟上消防本部	男鹿消防署																												
	北浦分署																												
	脇本分署																												
	若美分署																												
	天王分署																												
	天王南分署																												
	大潟分署																												
	湖東消防署																												
	昭和分署																												
	八郎潟分署																												
広域化後の課題	なし																												
備 考																													

協議会 調整状況	専門部会 令和7年1月24日	→	幹事会 令和7年3月28日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 10 号

項目番号 006 「議員定数」について

組合議会の議員定数は 14 人とする。ただし、管内人口の動向にあわせて随時定数の見直しを検討する。

選出区分は、男鹿市 4 人、潟上市 4 人、八郎潟町 2 人、井川町 2 人、大潟村 2 人とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	006
決済区分	協議会

整理番号	006 - 05	作業部会	総務部会	調整項目	議員定数
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法第91条 男鹿地区消防一部事務組合同規約第5条	地方自治法第91条 湖東地区行政一部事務組合同規約5条
現 状	定数:12人 選出区分 議会議員:男鹿市6人、潟上市4人、大潟村2人	定数:16人 選出区分 議会議員:潟上市6人、井川町3人、八郎潟町3人 知識経験者:潟上市2人、井川町1人、八郎潟町1人
課 題	県内の一部事務組合の議員定数は、最大16名であるため、16名を超えない範囲で、規模に見合った議員定数を検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	組合議会の議員定数は14人とする。ただし、管内人口の動向にあわせて随時定数の見直しを検討する。 選出区分は、男鹿市4人、潟上市4人、八郎潟町2人、井川町2人、大潟村2人とする。	
広域化後の課題	なし	
備 考	《参考》 ・鹿角広域行政組合9名(鹿角市6名、小坂町3名)管轄人口:31,925人 ・能代山本広域市町村圏組合16名(能代市7名、藤里町2名、三種町4名、八峰町3名)管轄人口:70,946人 ・大曲仙北広域市町村圏組合16名(大仙市8名、仙北市4名、美郷町4名)管轄人口:115,273人 ・湯沢雄勝広域市町村圏組合9名(湯沢市5名、羽後町2名、東成瀬村2名)管轄人口:55,493人	

協議会調整状況	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	令和6年8月21日		令和6年8月23日				
	令和7年1月24日		令和7年3月28日				
指示事項							

協議第 1 1 号

項目番号 0 0 7 「議員選挙方法」について

選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	007
決済区分	協議会

整理番号	007 - 04	作業部会	総務部会	調整項目	議員選挙方法
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合同約5条	湖東地区行政一部事務組合同約第5条
現 状	組合市村の議会において当該市村の議会の議員のうちから選挙する。	組合市町の議会の議員及び組合市町の知識経験を有する者の中から組合市町の長が推薦するもので組合市町の議会の同意を得たもの。
課 題	湖東地区行政一部事務組合で採用している、知識経験者(消防団長等)からの選出について検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 1 2 号

項目番号 0 0 8 「議会運営等」について

議会運営については、現在の男鹿地区消防一部事務組合議会の議会運営を基本とし、
広域化後の組合議会において決定する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	008
決済区分	協議会

整理番号	008 - 04	作業部会	総務部会	調整項目	議会運営等
------	----------	------	------	------	-------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合議会定例会の回数を定める条例	湖東地区行政一部事務組合議会定例会の回数を定める条例
現 状	定例会:12月、3月 計2回	定例会:7月、12月、3月 計3回
課 題	両組合で定例会の回数が異なっているため調整・検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	議会運営については、現在の男鹿地区消防一部事務組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の組合議会において決定する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 13 号

項目番号 009 「執行機関」について

組合に管理者 1 人、副管理者 4 人、会計管理者 1 人及び監査委員 2 人を置く。

管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。

副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

会計管理者は、関係市町村の職員のうちから管理者が任命する。

監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから各 1 人を選任する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	009
決済区分	協議会

整理番号	009 - 07	作業部会	総務部会	調整項目	執行機関
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合格約	湖東地区行政一部事務組合格約
現 状	管 理 者 1 名 ・ ・ 首長の互選 副管理者 2 名 ・ ・ 首長の互選 会計管理者 1 名 ・ ・ 管理者の補助機関である職員 のうちに管理者が任命 監査委員 2 名 ・ ・ 管理者が組合議会の同意を得 て識見を有する者および組合議 員の中から同数を選任	管 理 者 1 名 ・ ・ 首長の互選 副管理者 3 名 ・ ・ 管理者以外の首長及び管理者 の市町の副市長又は副町長 会計管理者 1 名 ・ ・ 消防本部の事務所の所在する 市町の会計管理者 監査委員 2 名 ・ ・ 組合の議会の議員及び識見を 有する者のうちからそれぞれ 1 名を管理者が組合の議会の同意 を得て選任
課 題	副管理者の人数、会計管理者の取扱い等について検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	組合に管理者1人、副管理者4人、会計管理者1人及び監査委員2人を置く。 管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。 副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。 会計管理者は、関係市町村の職員のうちから管理者が任命する。 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。	
広域化後の課題	なし	
備 考	会計管理者は、会計事務の委託先市町村の職員とし、広域化直後は男鹿市、新消防本部建設後は潟上市で会計事務を引き受ける見込みである。	

協議会調整状況	専門部会 令和7年1月24日	→	幹事会 令和7年3月28日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 1 4 号

項目番号 0 1 0 「公平委員会」について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を秋田県に委託する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	010
決済区分	協議会

整理番号	010 - 02	作業部会	総務部会	調整項目	公平委員会
------	----------	------	------	------	-------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	湖東地区行政一部事務組合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
現 状	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき男鹿地区消防一部事務組合(以下「甲」という。)は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、湖東地区行政一部事務組合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を秋田県に委託する。	
広域化後の課題	なし	
備 考	行政不服審査会も同様に事務を秋田県に委託する。	

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 15 号

項目番号 011 「情報公開・個人情報保護」について

委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

審査会の委員は、5 人以内をもって組織する。

委員の任期は、3 年とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	011
決済区分	協議会

整理番号	011 - 04	作業部会	総務部会	調整項目	情報公開・個人情報保護
------	----------	------	------	------	-------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合個人情報の保護に関する 法律施行条例・規則 男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会条例 第6条・規則	湖東地区行政一部事務組合情報公開条例 湖東地区行政一部事務組合情報公開条例施行規則 湖東地区行政一部事務組合情報公開審査会規則 湖東地区行政一部事務組合個人情報保護法施行条例 湖東地区行政一部事務組合個人情報保護法施行規則 湖東地区行政一部事務組合個人情報保護審査会条例
現 状	優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。 審査会は、委員5人以内をもって組織する。 委員の任期は、2年とする。	優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。 審査会は、委員5人以内をもって組織する。 委員の任期は、2年とする。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。 審査会の委員は、5人以内をもって組織する。 委員の任期は、3年とする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 16 号

項目番号 012 「消防本部・消防署の組織、事務分掌等」について

消防本部、消防署の組織は次のとおりとする。

消防本部：総務課、警防課、予防課、通信指令課、救急課

消防署：庶務担当、警防担当、予防担当、救急担当

事務分掌等は、現在の男鹿地区消防本部の事務分掌を基本に、広域化に伴う新たな事務事項を追加する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	012
決済区分	協議会

整理番号	012 - 05	作業部会	消防部会	調整項目	消防本部・消防署の組織、事務分掌等
------	----------	------	------	------	-------------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例 男鹿地区消防本部等処務規程	湖東地区行政一部事務組合消防機関設置条例 湖東地区消防本部の組織等に関する規則 湖東地区消防本部等処務規程
現 状	1本部、1消防署、6消防分署 消防本部(総務課、警防課、予防課、通信指令課、救急課) 消防署(指揮統制班(庶務訓練担当・車両敷材整備担当・救急担当・予防担当))	1本部、1消防署、2消防分署 消防本部(総務課・警防課・予防課・救急課) 消防署(庶務課・警防課・予防課・救急課) 分署(警防担当・予防担当・救急担当)
課 題	広域化後は、2消防署体制を想定しているため、担当分署等を含めた組織体制の見直しを検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	消防本部、消防署の組織は次のとおりとする。 消防本部:総務課、警防課、予防課、通信指令課、救急課 消防署:庶務担当、警防担当、予防担当、救急担当 事務分掌等は、現在の男鹿地区消防本部の事務分掌を基本に、広域化に伴う新たな事務事項を追加する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年3月17日	→	幹事会 令和7年3月28日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 17 号

項目番号 013 「消防本部の権限、決裁等」について

現在の男鹿地区消防一部事務組合の運用を基本とするが、広域化により管轄区域及び組織が拡大することから、IT等のデジタル技術をより一層活用し、許認可や各種申請・届出の受理に係る住民サービスが低下しないようにする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	013
決済区分	協議会

整理番号	013 - 03	作業部会	消防部会	調整項目	消防本部の権限、決裁等
------	----------	------	------	------	-------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合事務決裁規程 男鹿地区消防本部等処務規程	湖東地区消防本部の組織等に関する規則 湖東地区行政一部事務組合決裁規則 湖東地区消防本部等処務規程
現 状	事務の専決に関して必要な事項を定めている。	管理者及び消防長の権限に属する事務を分掌する。消防長・署長の専決事項について定めている。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	現在の男鹿地区消防一部事務組合の運用を基本とするが、広域化により管轄区域及び組織が拡大することから、IT等のデジタル技術をより一層活用し、許認可や各種申請・届出の受理に係る住民サービスが低下しないようにする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年8月2日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

項目番号 014 「署所配置」について

広域化後の署所配置は次のとおりとする。

①広域化直後：現行の配置を引き継ぎ 10 署所体制とする。

②広域化後 10 年以内：8 署所体制とする。

ア 天王分署と昭和分署を統合した、潟上消防署を潟上市内に新設する。

その際、湖東消防署は井川分署（仮称）に改める。

イ 脇本分署と若美分署を統合し、（新）男鹿消防署を男鹿市内に新設する。

その際、（旧）男鹿消防署は船川分署（仮称）に改める。

③広域化後 20 年以内の方針：7 署所体制とする。

ア 井川分署（仮称）と八郎潟分署を統合し、湖東分署（仮称）を新設する。

イ 北浦分署の運用方法を見直し分遣所とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	014
決済区分	協議会

整理番号	014 - 07	作業部会	消防部会	調整項目	署所配置
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例	湖東地区行政一部事務組合消防機関設置条例
現 状	男鹿地区消防署: 男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7 北分署: 男鹿市北浦北浦字種田69番地の3 東分署: 男鹿市脇本脇本字上谷地130番1 天王分署: 潟上市天王字蒲沼99番地の5 天王南分署: 潟上市天王字北野1番地18 若美分署: 男鹿市鶴木字下潟端212番地 大潟分署: 南秋田郡大潟村字東2丁目2番地の2	湖東地区消防署: 井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1 昭和分署: 潟上市昭和久保字イカリ沖69番地3 八郎潟分署: 八郎潟町字中田98番地9
課 題	広域化直後の署所配置は、現行の配置を引き継ぐものとするが、広域化10年以内の署所の再配置等については、国の財政措置の利用を想定し、広域化運営計画又は、広域化後に作成する「消防力の整備計画」により定める必要がある。	
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後の署所配置は次のとおりとする。 ①広域化直後: 現行の配置を引き継ぎ10署所体制とする。 ②広域化後10年以内: 8署所体制とする。 ア 天王分署と昭和分署を統合し、潟上消防署を潟上市内に新設する。 その際、湖東消防署は井川分署(仮称)に改める。 イ 脇本分署と若美分署を統合し、(新)男鹿消防署を男鹿市内に新設する。 その際、(旧)男鹿消防署は船川分署(仮称)に改める。 ③広域化後20年以内の方針: 7署所体制とする。 ア 井川分署(仮称)と八郎潟分署を統合し、湖東分署(仮称)を新設する。 イ 北浦分署の運用方法を見直し分遣所とする。	
広域化後の課題	消防本部の具体的な位置、その他の署所の取扱いについても、引き続き検討する。	
備 考	検討調整結果を表した図を添付する。 分遣所は、船川分署から部隊を派遣し、24時間体制で災害・救急等の任に当たるものである。これにより当該地域の消防力を低下させることなく、人員配置の効率化を図ることが可能となるものである。	

協議会 調整 状況	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	令和6年8月2日		令和6年8月23日				
	令和7年3月17日		令和7年3月28日				
指示 事項							

協議第 19 号

項目番号 015 「消防署所の管轄区域」について

広域化後 2 署体制となることから、各種申請や届出等の事務に関する管轄区域は、次のとおりとする。

消 防 署	事務に関する管轄区域
男鹿消防署	男鹿市、大潟村
湖東消防署	潟上市、八郎潟町、井川町

消防署の出動範囲については、管轄区域に捉われることなく、構成市町村一円とし、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動を念頭に調整する。

消 防 署	出動範囲
男鹿消防署	構成市町村一円
湖東消防署	

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	015
決済区分	協議会

整理番号	015 - 05	作業部会	消防部会	調整項目	消防署所の管轄区域
------	----------	------	------	------	-----------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』											
担当課	総務課	総務課											
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例	湖東地区行政一部事務組合消防機関設置条例											
現 状	男鹿地区一円	組合市町一円(潟上市の管轄地域については、規約第3条で定める地域とする)											
課 題	消防署の事務に関する管轄区域と出動範囲を分けて検討する。												
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後2署体制となることから、各種申請や届出等の事務に関する管轄区域は、次のとおりとする。 <table><tr><td>消 防 署</td><td>事務に関する管轄区域</td></tr><tr><td>男鹿消防署</td><td>男鹿市、大潟村</td></tr><tr><td>湖東消防署</td><td>潟上市、八郎潟町、井川町</td></tr></table> 消防署の出動範囲については、管轄区域に捉われることなく、構成市町村一円とし、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動を念頭に調整する。 <table><tr><td>消 防 署</td><td>出 動 範 囲</td></tr><tr><td>男鹿消防署</td><td rowspan="2">構成市町村一円</td></tr><tr><td>湖東消防署</td></tr></table>		消 防 署	事務に関する管轄区域	男鹿消防署	男鹿市、大潟村	湖東消防署	潟上市、八郎潟町、井川町	消 防 署	出 動 範 囲	男鹿消防署	構成市町村一円	湖東消防署
消 防 署	事務に関する管轄区域												
男鹿消防署	男鹿市、大潟村												
湖東消防署	潟上市、八郎潟町、井川町												
消 防 署	出 動 範 囲												
男鹿消防署	構成市町村一円												
湖東消防署													
広域化後の課題	なし												
備 考													

協議会調整状況	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	令和6年8月2日		令和6年8月23日				
	令和7年3月17日		令和7年3月28日				
指示事項							

協議第 20 号

項目番号 016 「部隊運用等」について

部隊運用は、広域化後の部隊数増加等のメリットを最大限に発揮し、より効果的で迅速な消防活動が行えるよう調整する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	016
決済区分	協議会

整理番号	016 - 05	作業部会	消防部会	調整項目	部隊運用等
------	----------	------	------	------	-------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	警防課	警防課・救急課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合警備計画	湖東地区消防本部警防規程 湖東地区消防本部指揮隊運用要綱 湖東地区消防本部救急業務規程
現 状	【建物火災】 第1出場 消防ポンプ自動車 3台 指揮車 1台 救助工作車 1台 救急車 1台 第2出場 消防ポンプ自動車 2台 特命出場 消防ポンプ自動車 3台	【建物火災】 第1出動 消防ポンプ自動車 3台 指揮車 1台 第2出動(非番者運用) 消防ポンプ車 2台 救急車 1台
課 題	現状、警備計画、部隊運用要綱などの内規により定めており、両消防本部で部隊の出場体制が異なっている。広域化のメリットである消防力の強化、管轄区域付近の現場到着時間の短縮を考慮し、出場体制の見直しを検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	部隊運用は、広域化後の部隊数増加等のメリットを最大限に発揮し、より効果的で迅速な消防活動が行えるよう調整する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年8月2日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 2 1 号

項目番号 0 1 7 「職員配置」について

職員配置は、本部部門を統合効率化し、署所の充実強化を図り、各消防署及び分署に求められる機能及び車両等を考慮の上、適正配置とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	017
決済区分	協議会

整理番号	017 - 06	作業部会	消防部会	調整項目	職員配置
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防本部の組織等に関する規則 男鹿地区消防一部事務組合職員服務規程	湖東地区行政一部事務組合職員定数条例 湖東地区斎場管理運営規則
現 状	(配置内訳) 消防本部:45名 本署:29名、北分署:14名、東分署:14名、 天王分署:14名、天王南分署14名、若美分署:14名、 大潟分署:14名 合計158名 内定員外8名(男鹿市から派遣1名、再任用7名)	(配置内訳) 消防本部:5名 本署:31名、昭和分署:16名、八郎潟分署:16名 斎場:1名 合計69名 介護情報センター職員は組合の職員には含まれていない。出向扱いのため派遣先の職員
課 題	管轄地域の人口や車両台数などを考慮し、消防力が低下しないような職員配置を検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	職員配置は、本部部門を統合効率化し、署所の充実強化を図り、各消防署及び分署に求められる機能及び車両等を考慮の上、適正配置とする。	
広域化後の課題	署所の再編整備とあわせて職員配置、車両配置についても検討していく。	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年8月2日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 2 2 号

項目番号 0 1 8 「勤務形態及び勤務時間」について

消防署員の勤務形態は、両消防本部が同一の 2 部制をとっていることから、「現行の体制のままの 2 部制」とする。

①勤務形態

毎日勤務者及び交替制勤務者（2 部制）

②勤務時間

ア 毎日勤務者の勤務時間は、1 日につき 7 時間 4 5 分（1 週間あたり 3 8 時間 4 5 分）。

なお、休憩時間は 6 0 分とし、始業時間は午前 8 時 3 0 分、終業時間は午後 5 時 1 5 分

イ 交替制勤務の勤務時間は、1 回の勤務あたり 1 5 時間 3 0 分とし、始業時間は午前 8 時 3 0 分、終業時間は翌午前 8 時 3 0 分とする。

ただし、指定する職員については仮眠時間における正規の勤務時間を割り当てしないものとする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	018
決済区分	協議会

整理番号	018 - 04	作業部会	消防部会	調整項目	勤務形態及び勤務時間
------	----------	------	------	------	------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則 男鹿地区消防一部事務組合職員服務規程	湖東地区行政一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則 湖東地区行政一部事務組合消防職員服務規程
現 状	(1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者(2部制) (2)勤務時間 毎日勤務者の勤務時間は、1日につき7時間45分(1週間あたり38時間45分)なお、休憩時間は60分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時15分交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は翌午前8時30分(4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日)	(1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者(2部制) (2)勤務時間 毎日勤務者の勤務時間は、1日につき7時間45分(1週間あたり38時間45分)なお、休憩時間は60分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時15分交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は翌午前8時30分(4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日)
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	消防署員の勤務形態は、両消防本部が同一の2部制をとっていることから、「現行の体制のままの2部制」とする。 ①勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者(2部制) ②勤務時間 ア 毎日勤務者の勤務時間は、1日につき7時間45分(1週間あたり38時間45分)なお、休憩時間は60分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時15分 イ 交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は翌午前8時30分とする。ただし、指定する職員については仮眠時間における正規の勤務時間を割り当てしないものとする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年8月2日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 2 3 号

項目番号 0 1 9 「職員定数」について

消防職員の定数は 2 1 8 名とする。

ただし、署所の統廃合に併せ定員の見直しを図る。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	019
決済区分	協議会

整理番号	019 - 04	作業部会	消防部会	調整項目	職員定数
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合職員定数条例	・湖東地区行政一部事務組合職員定数条例 ・湖東地区斎場管理運営規則
現 状	職員定数:150名	職員定数:消防68名、斎場1名
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	消防職員の定数は218名とする。 ただし、署所の統廃合に併せ定員の見直しを図る。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年8月2日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 2 4 号

項目番号 0 2 0 「採用計画」について

新規職員の採用は、定数の欠員補充を基本とし、計画を作成する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	020
決済区分	協議会

整理番号	020 - 05	作業部会	消防部会	調整項目	採用計画
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合職員任用規程 年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する実施要綱	湖東地区行政一部事務組合消防職員任用規程
現 状	年齢60歳に達する職員に 勤務の意思を確認、退職者の人数により採用計画をたてている。	年齢60歳に達する職員に 勤務の意思を確認、退職者の人数により採用計画をたてている。
課 題	定年延長によって職員の高齢化が懸念されることから、採用計画により、年齢構成の平準化を図る必要がある。	
検討調整結果 (計画掲載分)	新規職員の採用は、定数の欠員補充を基本とし、計画を作成する。	
広域化後の課題	今後の消防力適正化を鑑み、単に人員削減ということだけでなく組織としての在り方やバランスも考慮する。 大量退職による一時的な消防力の低下を防ぐための対応が必要。	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年8月2日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 2 5 号

項目番号 0 2 7 「消防力整備計画」について

中長期的な消防施設等の整備費用の見通しを含めた総合計画として「消防力整備計画」を広域化後早期に作成する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	027
決済区分	協議会

整理番号	027 - 07	作業部会	財政部会	調整項目	消防力整備計画
------	----------	------	------	------	---------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	なし	なし
現 状	未策定	未策定
課 題	広域化後の消防の総合計画として、消防力整備計画の策定を検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	中長期的な消防施設等の整備費用の見通しを含めた総合計画として「消防力整備計画」を広域化後早期に作成する。	
広域化後の課題	加速する構成市町村の人口減少と少子高齢化を視野に入れ、中長期的な視点から人員、車両配置の再編など消防力を最大限に活用するため、基本的な方針、重要施策、達成目標などを総括し、財政負担とのバランスを併せて計画する。 計画期間を10年間とし、前期と後期に分け、前期は計画初年度から3年間の実績を基に評価・検証を行い、計画の進捗状況や成果指標の達成状況などを踏まえ、後期計画に反映させる。	
備 考	消防力整備計画とは・・・ 中長期的な消防施設等の整備費用の見通しを含めた計画であり、消防組織法により定められた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において、組合方式による広域化の際は、消防力整備計画の策定について組合規約で定めることが有効であり、可能な限り定めることとされている。(消防庁で示している「消防組合標準規約」にも記載有)	

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月23日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 26 号

項目番号 029 「予算・契約等」について

予算事務は、12 月中に構成市町村の消防担当課長及び財政担当課長の全体会議により協議し、予算案を策定の上、管理者等会議（仮称）を経て、組合議会に提案する。

入札事務は、事務の重要性に鑑み、適正な事務処理の観点から本部設置市への事務依頼とする。

契約事務は、新消防組合で実施する。ただし、検査事務は本部設置市への事務依頼を基本とする。

会計事務は、本部設置市への事務委託とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	029
決済区分	協議会

整理番号	029 - 09	作業部会	財政部会	調整項目	予算・契約等
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合財務規則 男鹿地区消防一部事務組合構成市村副市村長及び 主管課長協議会規程	湖東地区行政一部事務組合財務規則
現 状	【予算要求】 1月 構成市村副市村長及び主管課長協議会で協議 2月 管理者会議で調製 3月 組合議会 【入札事務】 消防本部で実施 【契約事務】 消防本部で実施 【会計事務】 管理者の補助機関へ事務委託 (R6年度:306万円)	【予算要求】 1月 構成市町担当課長、財政課長会議 2月 首長等協議会で調製 3月 組合議会 ※重要案件は11月の市長等協議会で事前説明 【入札事務】 消防本部で実施 【契約事務】 消防本部で実施 【会計事務】 消防本部で実施
課 題	構成市町村への予算要求について、現状、プロセスが異なっているため、最適な方法を検討する。 会計事務について、男鹿地区消防本部は男鹿市へ事務委託、湖東地区消防本部は消防本部で実施しており、広域化後の会計事務の取扱いについて検討する。そのほか、消防本部員の削減、事務軽減のため、市町村への事務依頼について検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	予算事務は、12月中に構成市町村の消防担当課長及び財政担当課長の全体会議により協議し、予算案を策定の上、管理者等会議(仮称)を経て、組合議会に提案する。 入札事務は、事務の重要性に鑑み、適正な事務処理の観点から本部設置市への事務依頼とする。 契約事務は、新消防組合で実施する。ただし、検査事務は本部設置市への事務依頼を基本とする。 会計事務は、本部設置市への事務委託とする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年2月18日	→	幹事会 令和7年3月28日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 2 7 号

項目番号 0 3 1 「債務の取扱い」について

原則債務は新組合に引き継ぐ。

旧組合の債務は、旧組合の構成市町村が旧組合の負担割合により負担する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	031
決済区分	協議会

整理番号	031 - 03	作業部会	財政部会	調整項目	債務の取扱い
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法 男鹿地区消防一部事務組合財務規則	地方自治法 湖東地区行政一部事務組合財務規則
現 状	令和5年度末現在高 183,350 (千円) 令和6年度末現在高見込額 269,512 (千円) 令和7年度末現在高見込額 1,434,178 (千円)	令和5年度末現在高 162,549 (千円) 令和6年度末現在高見込額 154,520 (千円) 令和7年度末現在高見込額 270,692 (千円)
課 題	債務の取扱いについて検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	原則債務は新組合に引き継ぐ。 旧組合の債務は、旧組合の構成市町村が旧組合の負担割合により負担する。	
広域化後の課題		
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年2月18日	→	幹事会 令和7年3月28日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						